

自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 4 4 2 万円
(前年度 1 件 1 3 7 4 万円)

1 自立支援給付の概要

自立支援給付は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(これらを「訓練等給付費等」)^(注1)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援、就労継続支援等がある。

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援のサービスに要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所(指定就労移行支援事業所)において、就労移行支援を利用して企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して6か月以上雇用されている者又は雇用されていた者(就労定着者)の人数が過去4年間0である場合は、基本報酬の単位数に50/100^(注2)(平成26年度以前は70/100)を乗じて得た単位数等を基に算定する。
- ② 指定就労移行支援事業所において、就労移行支援を利用して企業等に雇用された者(就労移行者)の人数が過去2年間0である場合は、基本報酬の単位数に85/100^(注2)を乗じて得た単位数等を基に算定する。
- ③ 指定就労移行支援事業所において、前年度における就労定着者の人数を利用定員で除した数が所定の要件を満たすとして都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長に届け出た場合は、就労定着支援体制加算として、基本報酬の単位数に所定の単位数^(注2)を加算する。

市町村から支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、市町村はこれに係る訓練等給付費等を事業者に支払い、国は市町村が支弁した訓練等給付費等の50/100を負担している。

(注1) 就労移行支援 就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(注2) 平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬が設定されることとなり、就労定着者の人数が過去4年間0である場合等の減算、就労移行者の人数が過去2年間0である場合の減算及び就労定着支援体制加算は廃止された。

2 検査の結果

2県及び2市(1政令指定都市、1中核市)に所在する4事業者は、事業所における過去4年間の就労定着者又は過去2年間の就労移行者の人数が0となっていたのに基本報酬の単位数に85/100等に乗ずることなく算定していたり、前年度における就労定着者がいなかったのに就労定着支援体制加算の単位数を算定していたりしていた。このため、27年度から30年度までの間に、上記の4事業者に対して7市が行った訓練等給付費の支払が計311件、計885万円過大となっていて、これに対する国の負担額442万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

県 等 名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払わ れた訓練等給 付費の件数	過大に支払わ れた訓練等給 付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		平成	件	円	円	
新 潟 県	2市(1)	28～30	181	403万	201万	就労移行支援
名 古 屋 市	1市(1)	27～29	47	101万	50万	同
長 崎 県	4市(1)	28、29	48	110万	55万	同
佐 世 保 市	1市(1)	28、29	35	268万	134万	同
計	7市(4)	27～30	311	885万	442万	

(注) 計欄の実施主体数は、県等の中で実施主体が重複することがあるため、各県等の実施主体数を合計したものと
は一致しない。